

# Ⅲ 生活衛生



# 生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当、保健栄養担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生及び食品衛生等に係る各種の事業を実施した。

## 1 医事・薬事

### (1) 医療機関等の許認可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

平成19年度から有床診療所への立入調査を実施している。平成20年度からは3年に1回の頻度で立入調査を実施することとし、今年度は8件立入調査を実施した。また、平成19年度の市移管に伴い、新たに衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っている。

### (2) 薬局等の許認可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、医薬品等一斉監視指導を2回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品等7品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。試験結果は、全品目適合であった。

### (3) 毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、6月には農薬等の一斉取締、11月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

### (4) 医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受け及び交付を行っている。

### (5) 家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品等36検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

### (6) 薬物乱用防止対策

東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会とともに、平成21年5月の「健康フェスタ」、11月には「いちょう祭り」において、薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施し、薬物乱用の恐ろしさや知識の啓発に努めている。平成20年度から、小中学校生徒の指導にあたる教師及び薬物乱用防止講師の資質の向上に資するため、薬物乱用防止講師養成研修会を開始した。

また、市内の小中学校生を対象とした薬物乱用防止講習会において使用するパンフレットや、薬物標本の貸し出し等を行っている。

### (7) 救急医療機関

救急業務に関し協力する旨の申し出があって、告示（更新）のあった医療機関は8施設であった。

### (8) 年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっている。

医事業事関係施設数及び監視指導件数（表1-1）

（平成21年度）

業 態	施 設 数		新 規	廃 止	更 新	諸 届	監視指導			
	20年度末	21年度末								
病院	43(9,588)	<b>42(9,391)</b>	1	2	・	119	2			
一般診療所		380(161)	<b>374(139)</b>	28(-)	34(22)	・	189	38		
	有床	24(161)	<b>19(139)</b>	-(-)	5(22)	・	11	7		
	無床	356	<b>355</b>	28	29	・	178	31		
歯科診療所		282(-)	<b>282(-)</b>	11	11	・	82	11		
	有床	-(-)	<b>-(-)</b>	-(-)	-(-)	・	-	-		
	無床	282	<b>282</b>	11	11	・	82	11		
助産所		17(8)	<b>16(8)</b>	-	1	・	-	-		
	有床	3(8)	<b>3(8)</b>	-	-	・	-	-		
	無床	14	<b>13</b>	-	1	・	-	-		
衛生検査所	6	<b>6</b>	-	-	・	19	4			
施 術 所	あま指、はり、きゅう	242	<b>249</b>	17	10	・	23	17		
	柔道整復	99	<b>104</b>	12	7	・	18	12		
出張施術業務者	178	<b>195</b>	24	7	・	-	-			
医業類似行為	1	<b>1</b>	-	-	・	-	1			
歯科技工所	84	<b>84</b>	1	1	・	-	1			
<b>総 数</b>	<b>1,332</b>	<b>1,353</b>	<b>94</b>	<b>73</b>	<b>・</b>	<b>450</b>	<b>86</b>			
医 薬 品	薬局	204	<b>206</b>	16	14	22	546	106		
	販 売 業	一般販売業	56	<b>25</b>	1	32	-	58	45	
		店舗販売業	-	<b>39</b>	39	-	-	39	50	
		卸売一般販売業	26	<b>25</b>	2	3	3	27	7	
		薬種商販売業	15	<b>13</b>	-	2	-	-	5	
		特例販売業	8	<b>8</b>	1	1	1	2	2	
		配置販売業	・	<b>・</b>	・	・	・	・	・	
	薬局・製造販売業	16	<b>18</b>	2	-	2	2	15		
	薬局・製造業	16	<b>18</b>	2	-	2	1	15		
	麻薬小売業者	110	<b>113</b>	9	6	66	190	54		
向精神薬販売業者	286	<b>231</b>	・	・	・	・	140			
覚せい剤原料取扱薬局 ※1	204	<b>206</b>	・	・	・	6	106			
高度管理医療機器販売業・賃貸業	144	<b>145</b>	9	8	-		50			
高度管理医療機器販売業	104	<b>106</b>	12	10	-	103	33			
高度管理医療機器賃貸業	1	<b>1</b>	-	-	-		2			
管理医療機器販売業・賃貸業(兼業) ※2	231(184)	<b>241(191)</b>	17(14)	7(7)	・		215			
管理医療機器販売業	676	<b>704</b>	45	17	・	22	-			
管理医療機器賃貸業	7	<b>6</b>	-	1	・		-			
化粧品販売業	309	<b>316</b>	59	52	・	-	215			
医薬部外品販売業	309	<b>316</b>	59	52	・	-	215			
毒 物 劇 物	販 売 業	一般販売業	154	<b>159</b>	16	11	22	46	81	
		特定品目販売業	11	<b>10</b>	-	1	-	-	8	
		農業用品目販売業	9	<b>9</b>	-	-	1	9	2	
	業 務 上 取 扱 者	届 出	電気めっき業	4	<b>4</b>	-	-	・	-	4
			金属熱処理業	-	<b>-</b>	-	-	・	-	-
			しろあり防除業	-	<b>-</b>	-	-	・	-	-
		非届出	工場・研究所	57	<b>57</b>	・	・	・	・	-
	学校	140	<b>140</b>	・	・	・	・	-		
<b>総 数</b>	<b>3,097</b>	<b>3,116</b>	<b>289</b>	<b>217</b>	<b>119</b>	<b>1,051</b>	<b>1,370</b>			

( ) 内は病床数 あま指：あん摩マッサージ指圧 ※1 覚せい剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

※2 「管理医療機器販売業・賃貸業(兼業)」の各項目における( )内数値は兼業分再掲

病院・診療所・助産所病床数（表 1－2）

年 度	総 数	病 院	病 院 内 訳					一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助産所
			一般病床	結核病床	精神病床	感染症病床	療養病床			
20 年度	9,611	9,442	3,035	—	4,232	8	2,167	161 (17)	—	8
<b>21 年度</b>	<b>9,215</b>	<b>9,068</b>	<b>2,739</b>	<b>—</b>	<b>4,232</b>	<b>8</b>	<b>2,089</b>	<b>139</b> (17)	<b>—</b>	<b>8</b>

(注)：( ) 内は療養病床再掲  
八王子医療刑務所病院・少年院（診療所）関係の病床は含まない。

医療従事者免許受付件数（表 1－3）

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 技 工 士	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 免 許
<b>21</b>	<b>総 数</b>	<b>1,083</b>	<b>33</b>	<b>13</b>	<b>184</b>	<b>121</b>	<b>12</b>	<b>481</b>	<b>98</b>	<b>9</b>	<b>12</b>	<b>34</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>40</b>	<b>34</b>	<b>4</b>
	新 規	693	26	8	100	101	7	304	44	8	9	19	6	1	31	27	2
	籍訂正・書換	338	3	5	76	19	5	158	39	—	3	14	1	—	8	7	—
	再 交 付	35	2	—	4	—	—	13	14	—	—	1	—	—	1	—	—
	除 籍 (まっ消)	3	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	14	—	—	3	1	—	6	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2

シアン化合物を使用している電気めっき事業所等の廃水検査（表 1－4）

年 度	区 分	施 設 数	採 水 件 数	検 査 結 果	
				1.0ppm 以下	1.0ppm を超えたもの
20	総 数	4	4	4	—
<b>21</b>	<b>総 数</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>—</b>
	電気めっき業 金属熱処理業	4 —	4 —	4 —	— —

医療機関従業者数表（表1-5）

（平成17年10月1日現在）

種 別	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所
総 数	7,563.1	2,361.4	1,189.6
医 師	678.2	473.1	—
（ 常 勤 ）	556.0	364.0	—
（ 非 常 勤 ）	122.2	109.1	—
歯 科 医 師	22.4	5.3	389.4
（ 常 勤 ）	16.0	2.0	343.0
（ 非 常 勤 ）	6.4	3.3	46.4
薬 剤 師	193.6	17.1	1.0
保 健 師	—	3.8	—
助 産 師	41.0	1.0	—
看 護 師	2,121.8	187.9	0.2
准 看 護 師	971.0	115.1	—
看 護 業 務 補 助 者	1,440.0	141.0	—
理 学 療 法 士	126.0	18.5	—
作 業 療 法 士	136.6	6.1	—
視 能 訓 練 士	11.0	5.2	—
言 語 聴 覚 士	37.5	2.0	—
義 肢 装 具 士	—	—	—
歯 科 衛 生 士	9.1	6.9	226.0
歯 科 技 工 士	2.0	1.3	18.9
歯 科 業 務 補 助 者	—	—	418.7
診 療 放 射 線 技 師	118.0	20.0	—
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	6.7	11.7	—
臨 床 検 査 技 師	171.3	38.4	—
衛 生 検 査 技 師	—	4.5	—
臨 床 工 学 技 師	34.5	23.1	—
あん摩マッサージ指圧師	12.5	46.7	—
柔 道 整 復 師	—	9.5	—
管 理 栄 養 士	63.1	—	—
栄 養 士	40.5	24.9	—
精 神 保 健 福 祉 士	62.9	2.7	—
社 会 福 祉 士	9.0	6.0	—
介 護 福 祉 士	110.2	172.6	—
そ の 他 の 技 術 員	54.4	42.6	—
医 療 社 会 事 業 従 事 者	34.0	12.0	—
事 務 職 員	574.3	653.0	112.3
そ の 他 の 職 員	481.5	309.4	23.1

※ 3年ごとに行われる医療施設静態調査による。

年末届出件数（表1-6）

（平成20年12月31日現在）

区分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剂 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師
件数	8,156	1,112	392	1,489	297	96	4,770			

## 2 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

### (1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数・許可・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）（表2-1）

業種	施設数		許可・確認届出件数	変更件数	廃止件数	監視指導件数
	20年度末総数	21年度末総数				
<b>総数</b>	<b>6,656</b>	<b>6,561</b>	<b>123</b>	<b>574</b>	<b>218</b>	<b>984</b>
<b>理容所</b>	<b>337</b>	<b>335</b>	<b>10</b>	<b>32</b>	<b>12</b>	<b>120</b>
<b>美容所</b>	<b>600</b>	<b>614</b>	<b>36</b>	<b>168</b>	<b>22</b>	<b>212</b>
<b>クリーニング所</b>	<b>360</b>	<b>355</b>	<b>13</b>	<b>42</b>	<b>18</b>	<b>188</b>
一般取次所	129	127	1	13	3	63
公衆浴場	231	228	12	29	15	125
普通の浴場	<b>39</b>	<b>39</b>	<b>2</b>	<b>17</b>	<b>2</b>	<b>42</b>
普通の浴場	5	4	—	—	1	11
その他の業	34	35	2	17	1	31
<b>旅館</b>	<b>70</b>	<b>72</b>	<b>4</b>	<b>20</b>	<b>2</b>	<b>76</b>
ホテル	26	26	1	7	1	29
旅館	38	40	2	11	—	41
簡易宿所	6	6	1	2	1	6
下宿	—	—	—	—	—	—
季節営業（再掲）	1	1	1	1	1	2
<b>興行場</b>	<b>22</b>	<b>22</b>	<b>—</b>	<b>1</b>	<b>—</b>	<b>22</b>
映画館	13	13	—	—	—	13
多目的利用施設	8	8	—	1	—	8
その他の他	1	1	—	—	—	1
仮設興行場	—	—	—	—	—	—
<b>プ</b>	<b>156</b>	<b>157</b>	<b>4</b>	<b>158</b>	<b>3</b>	<b>169</b>
許可届出施設	24	24	—	33	—	43
水道施設	132	133	4	125	3	126
<b>水道施設</b>	<b>3,230</b>	<b>3,116</b>	<b>40</b>	<b>29</b>	<b>154</b>	<b>106</b>
上水道	—	—	—	—	—	—
簡易水道	—	—	—	—	—	—
専用水道	44	45	1	21	—	50
簡易専用水道	827	799	22	4	50	18
特定小規模貯水槽水道	695	661	14	5	48	29
特定外小規模貯水槽水道	1,664	1,611	3	1	56	9
<b>温泉利用施設</b>	<b>9</b>	<b>12</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>—</b>	<b>9</b>
<b>墓地</b>	<b>1,682</b>	<b>1,680</b>	<b>2</b>	<b>53</b>	<b>4</b>	<b>21</b>
墓地	1,665	1,663	2	53	4	20
墓納骨堂	16	16	—	—	—	—
火葬場	1	1	—	—	—	1
<b>特定建築物</b>	<b>151</b>	<b>159</b>	<b>9</b>	<b>52</b>	<b>1</b>	<b>19</b>

環境衛生関係施設・届出・廃止・監視指導件数（要綱に基づく施設）（表2-2）

施設	施設数		許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
	20年度末総数	21年度末総数			
<b>総数</b>	<b>896</b>	<b>786</b>	<b>6</b>	<b>116</b>	<b>60</b>
コインランドリー	61	60	5	6	50
コインシャワー	—	—	—	—	—
飲用に供する井戸等	835	726	1	110	10

(2) 室内環境対策

健康づくり施策の一環として、測定機器等を使用して住まいの環境調査を実施し、データに基づき健康的な住まい方や維持管理について助言を行っている。

室内環境対策（表2-3）

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合計
相談件数	14	5	2	391	19	31	462
調査件数	1	3	—	10	6	1	21

(3) 環境衛生関係施設の科学検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行っている。なお、施設の科学検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

ア 理容所・美容所の空気検査（表2-4）

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）			
					適合	不適合	冷房期		暖房期	
							炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	91	90	1	91	90	1	—	—	1	—
美容所	30	30	—	30	30	—	—	—	—	—
基準					0.5%以下	(50ppm以下)*	0.5%以下	(50ppm以下)*		

\*（ ）内は指導基準によるもの

イ クリーニング所の空気検査（表2-5）

溶 剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		指導基準
					適 合	不適合	
テトラクロロエチレン	22	22	—	40	40	—	50ppm 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	200ppm 以下
フロン（113）	—	—	—	—	—	—	—

ウ クリーニング所の排水検査（表2-6）

溶 剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		指導基準
					適 合	不適合	
テトラクロロエチレン	8	7	1	8	7	1	0.1mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	3mg/ℓ 以下

エ 公衆浴場検査（表2-7）

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）					
					適 合	不適合	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌群	照度	レジオネラ 属菌	遊離残留 塩素
普 通	4	4	—	22	22	—	—	—	—	—	—	—
その他	29	19	10	123	91	32	—	—	—	29	1	3
					基 準	5度以下	25mg/ℓ以下	1個/mℓ以下	20Lux 以上	検出され ないこと	0.4mg/ℓ以上	

オ 興行場の空気検査（表2-8）

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）			
					適 合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度
冷房期	21	21	—	42	42	—	—	—	—	—
					基 準	0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	*	

\* 場内において映写中または演技中は0.2Lux 以上、休憩中は20Lux 以上

## カ プールの水質検査（表2-9）

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適数（延べ数）								
					適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
許可	45	41	4	123	119	4	-	-	-	-	-	-	2	-	2
届出	127	122	5	324	316	8	-	-	-	-	-	-	-	8	-
基準							5.8~8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	検出されないこと	200個/ℓ以下	検出されないこと	100Lux以上	0.4mg/ℓ以上	0.15%以下

### (4) 行政による水質検査

専用水道や井戸水など実態把握のための行政検査を行っている。

#### 行政による水質検査（表2-10）

区分	検査数	適合	不適合	項目別不適数（延べ数）							
				大腸菌	一般細菌	色度	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	その他	
総数	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲料水	専用水道	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	井戸水等	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-
基準				検出されないこと	100個/ℓ以下	5度以下	2度以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	-	

### (5) 苦情と相談

#### 内容別相談件数（表2-11）

総数	営業関係			飲料水					その他
	六法	その他（特定建築物含む）	計	法適用施設	特定小規模貯水槽水道	特定外小規模貯水槽水道	飲用に供する井戸等	計	
1,090	393	365	758	112	73	8	95	288	44

### (6) 衛生管理講習会

各環境衛生施設の衛生水準の向上を図るため、施設の衛生管理講習会を開催した。

#### 衛生管理講習会（表2-12）

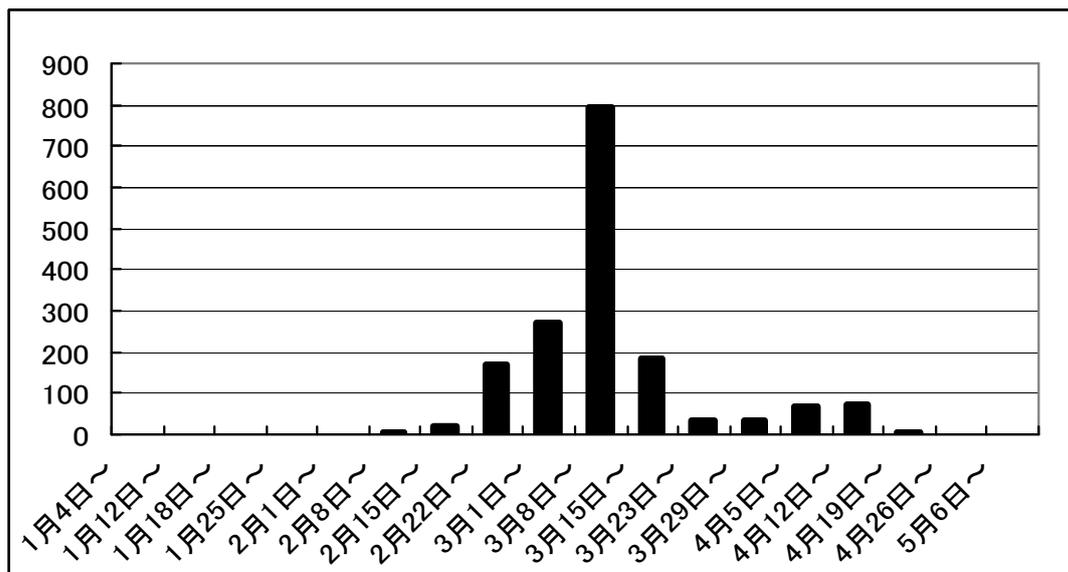
対象	回数	内容	受講者数
プールの管理者	4	プールの衛生管理について	277
理容所の経営者	1	理容所の衛生管理、感染症について	144
美容所の経営者	1	美容所の衛生管理、感染症について	186
旅館業の経営者	1	旅館業営業施設の衛生管理、施設の衛生等について	34
特定建築物管理者	1	立入検査時の事例、建築物環境衛生維持管理要領	102
社会福祉施設管理者	1	加湿器の取り扱いについて	26
八王子市環境衛生協会自治指導員	1	感染症の予防と対策、環境自主点検について	25
市民（アレルギー教室）	1	花粉症の予防と対策について	46

## (7) 飛散花粉数調査

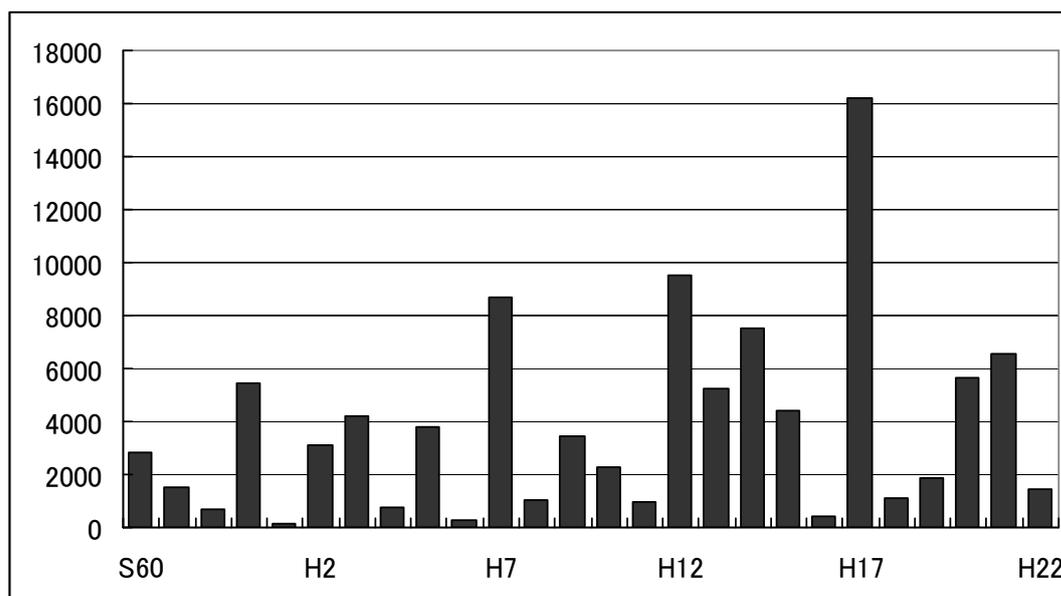
花粉症対策の基礎資料とするため、スギ、ヒノキ、ブタクサ等の飛散花粉数を調査した。

平成22年春（平成22年1月4日から5月9日までの間）の八王子の観測点でのスギ・ヒノキ科花粉数は1658.9 個/cm<sup>2</sup>を観測した。都内平均のスギ、ヒノキ科合計飛散花粉数は昨春の約0.22倍、過去10年平均の約0.24倍で、過去10年間で3番目に少ない数値であった。八王子の観測点では昨春の約0.2倍となっていた。

(個/cm<sup>2</sup>/週) 図2-1 八王子観測点のスギ・ヒノキ花粉飛散数（週別）



(個/cm<sup>2</sup>/シーズン) 図2-2 都内の観測地点の平均値（年別）



### 3 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品衛生の安全を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これらの施設に対する監視指導、食中毒を起こしやすい業種の重点監視及び市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、衛生講習会を実施し、食品関係業者等の衛生知識の普及向上に努めた。

#### (1) 営業施設、許可数、監視指導件数

##### ア 食品衛生法第52条に規定する営業（表3-1）

区 分		20年度末 営業所数	21年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	備 考
				新 規	更 新			
合 計		8,919	<b>8,869</b>	1,083	990	1,133	4,536	
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル	55	<b>57</b>	4	16	2	50	業変-1  業変+1 業変+1 業変-1
	バー・キャバレー	164	<b>166</b>	36	3	34	53	
	一般飲食店	3,282	<b>3,232</b>	384	429	433	1,690	
	民生食堂	—	—	1	—	1	1	
	すし屋	162	<b>151</b>	3	31	14	161	
	そば屋	139	<b>137</b>	6	21	9	90	
	仕出し屋	56	<b>53</b>	2	7	6	39	
	弁当屋	220	<b>219</b>	59	23	59	220	
	そう菜店	185	<b>175</b>	13	23	23	135	
	移動	9	<b>6</b>	—	2	3	3	
	臨時	334	<b>365</b>	47	18	16	82	
	許可ある集団給食	277	<b>273</b>	37	30	41	250	
	自動車	44	<b>46</b>	9	2	7	11	
	自動販売機	5	<b>5</b>	—	—	—	—	
天ぷら船	—	—	—	—	—	—		
屋形船	—	—	—	—	—	—		
小 計		4,932	<b>4,885</b>	601	605	648	2,785	
喫 茶 店 営 業	店舗	50	<b>47</b>	8	4	11	20	
	自動販売機	949	<b>950</b>	64	53	63	122	
	自動車	3	<b>4</b>	1	—	—	2	
小 計		1,002	<b>1,001</b>	73	57	74	144	
菓 子 製 造 業	パン製造業	143	<b>140</b>	24	12	27	104	
	生菓子製造業	156	<b>158</b>	21	23	19	132	
	その他の菓子製造業	171	<b>198</b>	96	12	69	164	
	移動	2	<b>1</b>	—	—	1	—	
	臨時	72	<b>84</b>	15	3	3	20	
	自動車	20	<b>19</b>	3	1	4	5	
小 計		564	<b>600</b>	159	51	123	425	
あ ん 類 製 造 業		2	<b>2</b>	—	1	—	2	
アイスクリーム類製造業		76	<b>69</b>	27	3	34	53	
乳 処 理 業		—	—	—	—	—	—	
計		6,576	<b>6,557</b>	860	717	879	3,409	

区 分		20年度末 営業所数	21年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	備 考
				新 規	更 新			
特別牛乳さく取処理業		—	—	—	—	—	—	
乳製品製造業		4	5	2	—	1	2	
集 乳 業		—	—	—	—	—	—	
乳類販売業	専 ショーケース売り	39	39	2	4	2	16	
	自動販売機	647	617	59	82	89	315	
	移動販売車	515	543	49	22	21	74	
	小 計	4	5	1	—	—	1	
小 計		1,205	1,204	111	108	112	406	
食 肉 処 理 業		15	14	—	4	1	12	
食肉販売業	一 般	134	134	11	13	11	115	
	包装	336	320	32	47	48	127	
	自動販売機	—	—	—	—	—	—	
	移動販売車	1	1	—	—	—	—	
小 計		471	455	43	60	59	242	
食 肉 製 品 製 造 業		6	5	—	—	1	1	
魚介類販売業	一 般	178	173	17	31	20	158	業変-2 業変+2
	包装	304	294	33	43	45	114	
	移動販売車	4	3	—	1	1	1	
小 計		486	470	50	75	66	273	
魚介類せり売業		1	1	—	1	—	1	
魚肉ねり製品製造業		8	8	—	2	—	9	
食凍・冷蔵品の冷業	冷 凍 業	8	9	1	2	—	16	
	冷 蔵 業	8	8	1	1	1	5	
	小 計	16	17	2	3	1	21	
食品の放射線照射業		—	—	—	—	—	—	
清涼飲料水製造業		5	5	—	—	—	7	
乳酸菌飲料製造業		—	—	—	—	—	—	
氷雪製造業	氷 雪 製 造 業	1	1	—	—	—	1	
	自動角氷製造機	—	—	—	—	—	—	
	自動販売機	—	—	—	—	—	—	
小 計		1	1	—	—	—	1	
氷 雪 販 売 業		5	5	1	1	1	5	
食製動物性油脂業	動 物 性 油 脂	1	1	—	—	—	3	
	植 物 性 油 脂	2	1	—	1	1	2	
	小 計	3	2	—	1	1	5	
マーガリン又はショートニング製造業		—	—	—	—	—	—	
みそ製造業		—	—	—	—	—	—	
醤油製造業		—	—	—	—	—	—	
計		2,226	2,192	209	255	243	985	
ソ ー ス 類 製 造 業		2	2	—	—	—	3	
酒 類 製 造 業		3	2	—	—	1	—	
豆 腐 製 造 業		35	32	1	7	4	60	
納 豆 製 造 業		3	3	—	—	—	—	
め ん 類 製 造 業		34	38	7	6	3	48	
そ う ざ い 製 造 業		32	36	6	4	2	25	
かん詰又はびん詰食品製造業		4	3	—	—	1	1	
添 加 物 製 造 業		4	4	—	1	—	5	
計		117	120	14	18	11	142	

イ 食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（表3-2）

区 分	20年度末 営業所数	21年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数	備 考	
			新 規	更 新				
食 品 製 造 業 等 取 締 条 例 等 に 関 す る 営 業	菓 子	5	6	6	/	5	—	
	豆腐及びその加工品	1	7	7		1	—	
	弁 当 類	4	4	4		4	—	
	ゆ で め ん 類	—	—	—		—	—	
	そ う 菜 類	1	8	8		1	—	
	アイスクリーム類	—	—	—		—	—	
	魚介類及びその加工品	—	1	1		—	—	
	小 計	11	26	26		11	—	
行 商	つ け 物 製 造 業	18	18	1	3	1	9	
	製 菓 材 料 等 製 造 業	5	7	2	—	—	4	
	粉 末 食 品 製 造 業	19	20	3	1	2	9	
	そ う 菜 半 製 品 等 製 造 業	9	9	1	4	1	9	
	調 味 料 等 製 造 業	23	24	2	3	1	22	
	魚 介 類 加 工 業	4	4	—	2	—	6	
	液 卵 製 造 業	—	—	—	—	—	—	
食 料 品 等 販 売 業	店 舗	758	688	70	86	121	405	業変-19
	包 装	143	180	34	18	16	86	業変+19
	自 動 販 売 機	82	84	8	—	6	7	
	移 動 販 売 車	11	11	1	—	1	1	
	小 計	994	963	113	104	144	499	
卵 選 別 包 装 業 者	1	1	—	—	—	—		
総 計	1,084	1,072	148	117	160	558		
東 京 都 ふ ぐ の 取 扱 い 規 制 条 例 に 規 定 す る 営 業	64	66	5	—	3	93		

(注) 行商の施設数については、平成21年4月1日～12月31日末現在である。

ウ 食品製造業等取締条例に規定する営業（集団給食）（表3-3）

区 分	20年度末 営業所数	21年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数	備 考	
総 数	280	285	10	5	379		
集 団 給 食 施 設	学 校 ・ 幼 稚 園	85	84	—	1	108	
	病 院 ・ 診 療 所	31	30	1	2	66	
	工 場 ・ 事 業 所	1	—	—	1	—	
	児 童 福 祉 施 設	102	105	2	—	134	業変+1
	社 会 福 祉 施 設	45	50	6	—	53	業変-1
	ボ ラ ン テ ィ ア 給 食	6	6	—	—	4	
	そ の 他	9	9	1	1	12	
	給 食 （ 届 出 以 外 ）	1	1	—	—	2	

エ 食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数（表3-4）

区 分	20年度末 営業所数	21年度末 営業所数	許 可 件 数	休止数	廃業数	監視件数	備 考
食 鳥 処 理 業	3	3	—	1	—	8	

オ 食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等（表3-5）

区 分	20年度末 営業所数	21年度末 営業所数	報 告 件 数	廃業数	監視件数	備 考	
総 計	5,694	<b>5,695</b>	5	4	2,450		
許可を要しない食品製造業	製粉・精米・精麦業	110	<b>111</b>	1	—	33	
	つけ物製造業	31	<b>32</b>	2	1	17	
	その他の食品製造業	一般食品	31	<b>31</b>	—	—	4
		乳肉食品	—	—	—	—	—
小 計	172	<b>174</b>	3	1	54		
許可を要しない食品販売業	魚介類加工品販売業	680	<b>680</b>	—	—	147	
	乳製品販売業	706	<b>706</b>	—	—	223	
	アイスクリーム類販売業	857	<b>858</b>	1	—	356	
	野菜果物販売業	598	<b>596</b>	—	2	295	
	菓子(パンを含む)販売業	1,035	<b>1,035</b>	1	1	774	
	主食販売業	168	<b>168</b>	—	—	76	
	酒類・調味料販売業	390	<b>390</b>	—	—	147	
	その他の食品販売業	179	<b>179</b>	—	—	86	
小 計	4,613	<b>4,612</b>	2	3	2,104		
器具容器包装おもちゃ	食器具容器包装製造業	—	—	—	—	—	
	食器具容器包装販売業	215	<b>215</b>	—	—	92	
	おもちゃ製造業	—	—	—	—	—	
	おもちゃ販売業	221	<b>221</b>	—	—	65	
	小 計	436	<b>436</b>	—	—	157	
添加物製造業	—	—	—	—	—		
添加物販売業	473	<b>473</b>	—	—	135		
乳さく取業	—	—	—	—	—		

(2) 食品検査等

ア 食品別収去検査（健康安全研究センター等送付分）（表3-6）

項目 食品分類	合 計			細菌検査			化学検査		
	合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
20 年度管内総数	244	237	7	173	173	—	71	64	7
<b>21 年度管内総数</b>	<b>237</b>	<b>235</b>	<b>2</b>	<b>177</b>	<b>177</b>	<b>—</b>	<b>60</b>	<b>58</b>	<b>2</b>
魚介 類等	魚 介 類	8	8	—	8	8	—	—	—
	魚 介 類 加 工 品	15	15	—	9	9	—	6	6
冷凍 食品	無 加 熱 摂 取	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前加熱済・加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前未加熱・加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—
	生食用冷凍鮮魚介類	—	—	—	—	—	—	—	—
肉・卵類及びその加工品		61	61	—	58	58	—	3	3
乳・ 乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 製 品	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 類 加 工 品	—	—	—	—	—	—	—	—
	アイスクリーム類・氷菓	5	5	—	5	5	—	—	—
農産 物等	穀類及びその加工品	4	4	—	3	3	—	1	1
	野菜類・果物及びその加工品	27	27	—	15	15	—	12	12
菓 子 類		33	31	2	21	21	—	12	10
飲料・ 氷雪・ 水	清 涼 飲 料 水	18	18	—	9	9	—	9	9
	酒 精 飲 料	—	—	—	—	—	—	—	—
	氷 雪	2	2	—	1	1	—	1	1
	水	2	2	—	1	1	—	1	1
その他 の食品	缶 詰 ・ び ん 詰	2	2	—	—	—	2	2	—
	調 味 料	2	2	—	—	—	2	2	—
	そうざい類及びその半製品	35	35	—	29	29	—	6	6
	上 記 以 外 の 食 品	23	23	—	18	18	—	5	5
添加物	別表第2の添加物及び製剤	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 添 加 物	—	—	—	—	—	—	—	—
器具等	器 具 及 び 容 器 包 装	—	—	—	—	—	—	—	—
	お も ち や	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業（すし屋、弁当屋等）や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査した。また、検査を実施したすべての業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行った。

食品・器具・手指の検査（保健所実施分）（表 3-7）

年度	区 分		検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
				良	不 良	良	不 良
20	管 内 総 数		1,577	1,509	68	—	—
21	管 内 総 数		1,382	1,158	224	—	—
	内 訳	手 指	702	530	172	—	—
		調 理 器 具	554	520	34	—	—
		食 品	36	36	—	—	—
	そ の 他	90	72	18	—	—	

(3) 食中毒

ア 食中毒発生状況

平成21年度は3件の食中毒が発生した。病因物質は原因不明及びノロウイルスであった。

食中毒発生状況（表 3-8）

総 数		内 訳				
20年度	21年度	発生年月日	原因施設	原因食品	原因物質	患者数／喫食者数
6件	3件	21年8月2日	飲食店	会食料理	原因不明	23／不明
		22年1月17日	飲食店	生カキ	ノロウイルス G I G II	13／44
		22年1月18日	飲食店	会食料理	ノロウイルス G II	19／不明

イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体の依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査（表 3-9）

事 件 数	調 査 対 象 数				検 査 件 数		
	患 者 関 係			施設関係	総 数	病 因 菌 検 出 状 況	
	総 数	発 病 状 況				不 検 出	検 出
		非 発 病	発 病				
38	46	27	19	8	18	12	6

(4) 苦情・相談等

ア 苦情処理件数（表3-10）

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
20	250	24	51	4	6	26	74	12	9	1	4	47
<b>21</b>	<b>221</b>	<b>14</b>	<b>38</b>	<b>—</b>	<b>7</b>	<b>23</b>	<b>86</b>	<b>11</b>	<b>19</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>29</b>

(注) 食品関係業務報告書に記載した件数。苦情内容が複数の場合があるため、件数と一致しない。

イ 相談件数（表3-11）

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
5,981	2,321	3,660

(5) 講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可のいない集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会(A)は、飲食店営業（仕出し屋、弁当屋、すし屋、集団給食）、許可を要しない集団給食施設（食品製造業等取締条例に基づく届出義務のある施設）、大量調理施設（1回300食以上又は1日750食以上）を対象とした。食品衛生実務講習会(B)は(A)以外の食品営業関係施設を対象とした。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況（表3-12）

年度	区 分	食品衛生実務講習会 (A)	食品衛生実務講習会 (B)	その他(消費者等)	合計
20	回 数 受講者数	13 1,564	60 1,621	11 443	84 3,628
<b>21</b>	<b>回 数 受講者数</b>	<b>9 1,171</b>	<b>52 1,506</b>	<b>10 381</b>	<b>71 3,058</b>

(6) 調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数（表3-13）

年度	区 分		調 理 師	製菓衛生師
20	管 内 総 数		248	15
<b>21</b>	<b>管 内 総 数</b>		<b>209</b>	<b>14</b>
	内 訳	免 許 申 請	164	11
		免 許 証 書 換 交 付 申 請	14	1
免 許 証 再 交 付 申 請		31	2	

(7) 縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数（表 3 - 1 4）

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	9	1,991
夜間営業者	1（ふぐ一斉）	89
そ の 他	12	190

(8) 化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場・畜舎施設数等及び監視指導状況（表 3 - 1 5）

年度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料 運 搬 業	動物質原料 運搬容器数
20	年度末施設数等	3	1	2	4
	監視指導件数	—	—	—	4
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—
21	年度末施設数等	3	1	2	5
	監視指導件数	—	—	—	5
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—

## 4 栄養指導

健康増進法に基づいて、生活習慣病ハイリスク者・在宅難病患者等への専門的栄養指導及び特定給食施設や食品業者等に対する栄養管理及び栄養表示等に関する指導を行った。

### (1) 専門的栄養指導等

#### ア 個別栄養指導

個別栄養指導状況（表4-1）

年 度	区 分	(計) 栄養指導	栄 養 指 導					
			(再掲)			(再掲) 訪問指導	(再掲) 精神	
			生活習慣病	難 病	その他疾病			
20年度	総 数	203	155	3	45	—	25	
21年度	総 数	376	43	5	47	—	13	
	内 訳	妊 産 婦	—	—	—	—	—	/
		乳 幼 児	5	2	—	3	—	
		20歳未満	2	1	—	1	—	
		20歳以上	369	40	5	43	—	

\*21年度総数には再掲に計上されていない数値も含む。

#### イ 集団栄養指導

集団栄養指導状況（表4-2）

年 度	区 分	(計) 栄養指導	栄 養 指 導				
			(再掲)			(再掲) 精 神	
			生活習慣病	難 病	その他疾病		
20年度	総 数	639	581	—	58	—	
21年度	総 数	643	558	—	85	62	
	内 訳	妊 産 婦	—	—	—	—	/
		乳 幼 児	—	—	—	—	
		20歳未満	—	—	—	—	
		20歳以上	643	558	—	85	

### (2) 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は372施設である（平成22年3月31日現在）。そのうち管理栄養士が配置されている施設は138施設（37.1%）、栄養士のみ配置されている施設は149施設（40.1%）、管理栄養士及び栄養士が配置されていない施設は85施設（22.8%）である。健康増進法第21条第1項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設は、病院15施設、事業所10施設である。

これらの特定給食施設等に対し、栄養管理等について個別指導（来所、電話、巡回）及び栄養管理講習会等の集団指導を行ってきた。

また、八王子集団給食協議会、福祉給食研究会、八王子病院栄養研究会、八王子保育園給食研究会の

地域自主研究団体の活動を支援した。

給食施設数（表 4-3）

区 分	総 数	学 校	病 院	介 護 老 人 保 健 施 設	老 人 福 祉 施 設	児 童 福 祉 施 設	社 会 福 祉 施 設	矯 正 施 設	寄 宿 舎	事 業 所	給 食 セ ン タ ー	そ の 他
20年度	369	113	42	8	34	88	11	3	16	32	—	22
<b>21年度</b>	<b>372</b>	<b>115</b>	<b>41</b>	<b>8</b>	<b>38</b>	<b>91</b>	<b>11</b>	<b>2</b>	<b>14</b>	<b>31</b>	<b>—</b>	<b>21</b>

給食施設指導状況（表 4-4）

年 度	種 別	区 分	総 数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又 は1日250食以上	1回300食以上又 は1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
20年度	総 数	個別指導延べ施設数	380	197	100	83
		(再掲)巡回指導	27	17	9	1
		集団指導 開設回数 延べ施設数	15 449	— 229	— 94	— 126
<b>21年度</b>	<b>総 数</b>	個別指導延べ施設数	<b>300</b>	<b>147</b>	<b>81</b>	<b>72</b>
		(再掲)巡回指導	<b>30</b>	<b>25</b>	<b>4</b>	<b>1</b>
		集団指導 開設回数 延べ施設数	<b>10</b> <b>523</b>	<b>—</b> <b>289</b>	<b>—</b> <b>86</b>	<b>—</b> <b>148</b>

栄養管理講習会実施状況（表4-5）

開催日	会場	テーマ	講師名	参加施設数	参加人数
平成21年 5月26日	八王子市保健所	・食品衛生情報（食中毒予防） ・特定給食施設栄養管理報告 集計結果 ・情報提供 ・事務連絡	保健所食品衛生監視員 保健所栄養士	46	48
5月29日	八王子市保健所	・食品衛生情報（食中毒予防） ・特定給食施設栄養管理報告 集計結果 ・情報提供 ・事務連絡	保健所食品衛生監視員 保健所栄養士	27	28
6月2日	八王子労政会館	・食品衛生情報（食中毒予防） ・特定給食施設栄養管理報告 集計結果 ・情報提供 ・事務連絡	保健所食品衛生監視員 保健所栄養士	56	59
8月4日	八王子市保健所	・健康増進法と特定給食施設の 基礎知識 ・情報提供（健康、栄養）	保健所栄養士	39	43
8月31日	生涯学習センター（クリエイト ホール5階ホール）	・日本人の食事摂取基準 （2010年版）の概要 ・事務連絡	東京大学大学院医学系 研究科公共健康医学専 攻社会予防疫学教授 佐々木敏氏 保健所栄養士	126	159
12月8日	八王子労政会館	・高血圧治療ガイドライン2009 の概要 ・情報提供 ・事務連絡	東京大学大学院医学系 研究科分子循環代 謝病学講座特任准教 授 安東克之氏 保健所栄養士	46	54
平成22年 1月21日	八王子労政会館	・栄養管理報告書から見た課題 ・事例紹介（3施設） ・グループワーク （業務上の課題について）	保健所栄養士	39	53
3月10日	八王子市保健所	・あなたのお店・施設における ヘルシーメニュー推進 ・ヘルシーメニューガイドブック について ・情報提供	東京家政学院大学家 政学部家政学科給食 経営管理研究室 松月弘恵氏 保健所栄養士	9	10

### (3) 地区組織関連等

保健栄養活動を円滑かつ効果的に実施するため、保健栄養連絡会及び市との保健栄養業務担当者連絡会を開催し、栄養・食生活の向上に関する検討・協議を行った。

また、地域の健康づくりに寄与する在宅栄養士や調理師等の人材育成を図るため、健康づくり調理師研修会等の開催及び地域活動栄養士会（平成5年発足、会員数19名）、八王子管理栄養士の会（平成11年10月発足、会員数14名）の活動を支援した。

関係機関との連絡調整会議（表４－６）

項目	内容等	実施回数	延べ人員
保健栄養連絡会	地域の保健・医療・福祉の連携を図り、保健栄養活動を円滑かつ効果的に実施するために、行政関係部・課および民間栄養関係10団体の代表者、保健所栄養関係者により、地域保健福祉計画（栄養・食生活）の推進等の検討・意見交換を実施	1	21
市との保健栄養業務担当者連絡会	保健栄養業務を円滑かつ効果的に実施するために、行政関係部・課および保健所栄養関係者により、連絡調整、情報交換等を実施	3	36

人材育成状況（表４－７）

項目	実施回数	延べ人員	内容等
健康づくり調理師研修	2	31	健康づくり推進の一助とするため、飲食店や給食施設の調理従事者等を対象に開催 （1日目）講義：「メタボリックシンドローム予防と野菜ヘルシーメニューを提供するために」／保健所栄養士 （2日目）講演・実習：「野菜たっぷりメニューを提供しよう～旬の野菜を使ってもう1品～」／野菜ソムリエマイスター 松尾ゆり子氏
地域活動栄養士会	14	126	各世代に対する栄養指導、情報提供等の実施
八王子管理栄養士の会	13	45	生活習慣病予防に関する料理講習会、情報提供等の実施
管理栄養士実習生指導	11	48	実践女子大学3年次生8名 5月7日、5月8日～27日の5日間、10月13～19日の5日間

#### (4) 栄養表示・飲食店指導

飲食店や食品業者に対して随時、栄養成分表示等について普及・指導を行った。また、栄養表示基準制度及び特別用途食品表示許可制度に基づく食品についての収去検査を2回実施した。栄養表示食品3検体、栄養機能食品2検体の表示内容について検査を実施した結果、全て適正であった。

栄養表示・飲食店指導（表４－８）

年度	区分	業者指導（件数）		
		飲食店等	食品関係業者等	（再掲） 栄養表示基準
20年度	個別指導延べ施設数	—	17	17
	（再掲）巡回指導	—	—	—
	集団指導 開設回数	2	—	—
	延べ施設数	602	—	—
21年度	個別指導延べ施設数	—	3	3
	（再掲）巡回指導	—	—	—
	集団指導 開設回数	2	—	—
	延べ施設数	562	—	—

**(5) 特定給食施設栄養改善普及事業（栄養展）等普及啓発**

特定給食施設の資質の向上及び給食施設自主活動の活性化を図るとともに、地域の食生活を通じた健康づくりを普及するため、地域の特定給食施設団体との連携により栄養展を開催した。

**栄養展実施状況（表 4-9）**

項 目	開催日	延べ人員	内 容 等
第33回 あなたの栄養展	10月16日(金) 10月17日(土)	605人	テーマ：いただきますからはじめよう食育の輪 展示・上映：メニューの紹介、レシピの配布、食育教材の紹介、食育活動の報告、野菜350g分の展示、調理の工夫を紹介するDVDの上映 体験・実演：体脂肪測定、野菜料理の実演、食事診断

**(6) 健康増進月間における普及活動**

厚生労働省が提唱している健康増進普及月間（9月1日～30日）において、市民に対し効果的な健康増進の普及啓発を実施するため、関係部署が連携して道の駅八王子滝山でイベントを開催した。

**健康増進普及月間実施状況（表 4-10）**

項 目	開催日	延べ人員	内 容 等
健康増進 普及月間 イベント	9月5日(土)	301人	《食育普及》パネル展示、野菜摂取量増加のための普及コーナー、食育に関するアンケート
		123人	《乳がん予防普及》乳がん自己触診法ミニ講座、乳がん検診車の展示・アンケート
		204人	《測定》体脂肪・骨格筋等の測定、血圧測定

**(7) 国民健康・栄養調査等**

健康増進法に基づき、国民の総合的健康増進を図る基礎資料として、国民健康・栄養調査を実施した。調査時期は毎年11月であり、調査内容は身体状況（身長・体重・血液生化学検査等）、栄養摂取量及び生活習慣・運動等の状況である。平成21年度は、調査指定1地区（長沼町）を対象に実施した。調査結果は個別に通知し、身体状況については医師、栄養摂取状況については栄養士による評価を加えた。

**国民健康・栄養調査等実施状況（表 4-11）**

区 分	調査地区	調 査 対 象		項 目 別 実 施 (人)		
		世 帯	人 数	栄養摂取状況	身体状況	生活習慣
国民健康・栄養調査	長沼町	15	45	35	35	45

## (8) 食育推進事業

食育基本法に基づいた市の食育推進計画の策定及び総合的な食育の推進を図るために、八王子市食育推進協議会及び八王子市食育推進協議会作業部会を設置した。

食育推進計画の基礎資料として、市民の食育に対する意識や関心を把握するために、18歳以上の市民2,000人を対象にアンケート調査を10月21日～11月4日に行い、888人(44.4%)が回答した。さらに、食育活動や取組に関する課題を把握するために、各市民団体を対象に団体ヒアリングを11月13日に行った。

食育推進事業として、食育指導者の資質向上のために食育指導者セミナーを、市の関係団体及び市民の食育への関心を高めるために食育シンポジウムを開催した。さらに、メタボリックシンドローム予防として健康に配慮した料理を提供するために、八王子ヘルシーメニューガイドブック検討会を設置し、飲食店や外食事業者を対象としたヘルシーメニューガイドブックを作成した。

食育推進計画策定（表4-12）

項目	実施回数	延べ人員	内容等
食育推進協議会	3	84	下記団体等からの推薦と行政関係部・課により構成され、平成21年7月24日から平成23年3月31日まで設置 ※学識経験者、公募市民、地区医師会、地区歯科医会 私立保育園協会、私立幼稚園協会、集団給食協議会 施設長会、NPO等団体、外食産業・食品衛生 農業関係者、商工会議所、副校長会
食育推進協議会 作業部会	4	80	下記団体等からの推薦と行政関係部・課により構成され、平成21年7月24日から平成23年3月31日まで設置 ※学識経験者、私立幼稚園協会、農業関係者

食育推進事業実施状況（表4-13）

項目	実施回数	延べ人員	内容等
食育指導者セミナー	1	29	対象：管理栄養士・栄養士及び食育指導に関心のある方 講義：「地域での食育の取り組み方」／首都大学東京教授 稲山貴代氏 グループワーク：「みんなで取り組もうはちおうじの食育」
食育シンポジウム	1	145	対象：市民 講演：「“食”で育むひとづくりまちづくり」／独立行政法人 国立健康・栄養研究所栄養教育プログラムリーダー 饗場直美氏 アトラクション：「ぼくらの八王子」／踊り パフォーマン スママ「レインボーズ」 シンポジウム：八王子の食育をどうすすめるか
ヘルシーメニュー ガイドブック検討会	2	25	健康づくり協力店、仕出し屋、学識経験者、特定給食施設 と行政関係部・課により構成され、平成22年1月25日から 3月31日まで設置